新しく印鑑登録をされる方へ

■ 印鑑登録のできる方

15 歳以上で、座間市に住民登録をしている方。
※成年被後見人、その他意思能力を有しない方は登録できません。

■ 登録方法は

登録する本人が登録する印鑑を持参して手続きをしてください。やむを得ず代理人に依頼する場合は、代理人選任届と登録する本人の印鑑が必要です。次のいずれかの方法で本人確認をした上で、登録をします。

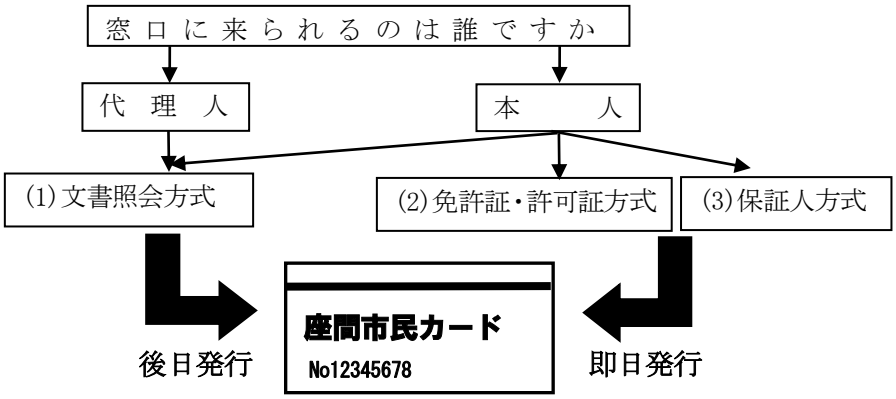

(1)　登録する本人が顔写真付きの本人確認書類を持っていない場合や代理人申請の場合→文書照会方式

(A) 登録する本人が来庁する場合

申請時に①健康保険の資格確認書等の本人確認できる書類と②登録する印鑑が必要です。
申請後に登録する本人あてに照会文書を郵送します。
30 日以内に①同封の回答書に本人が署名し、登録する印鑑を押印のうえ、②資格確認書等の本人確認できる書類と一緒にお持ちください。なお、代理人が回答書を持参される場合は、代理人の本人確認できる資格確認書等の書類が必要です。

(B) 代理人が来庁する場合

申請時に①代理人の本人確認できる健康保険の資格確認書等の書類②登録する本人の印鑑③登録する本人が記入した代理人選任届が必要です。
申請後に登録する本人あてに照会文書を郵送します。
30 日以内に①同封の回答書に本人が署名し、登録する印鑑を押印のうえ、②来庁者の本人確認できる資格確認書等の書類と一緒にお持ちください。

※座間市民カード（印鑑登録証）の発行は回答書持参時になります。
また、印鑑登録証明書の発行も回答書持参時になりますので、余裕をもって申請してください。

(2)　登録する本人が来庁し、顔写真付きの本人確認書類を持参する場合→免許証・許可証方式

申請時に①印鑑と②顔写真付きの本人確認書類が必要です。
（顔写真付きの本人確認書類とは、官公署発行であり有効期限内の免許証・資格証明書・パスポート等で顔写真が貼られ、発行機関名と発行者の押印があるものです。）

※当日に座間市民カード（印鑑登録証）を発行いたします。印鑑登録証明書の発行も当日できます。

(3)　登録する本人が来庁し、印鑑登録している方を保証人にする場合→保証人方式

(A) 印鑑登録している保証人が座間市民の場合

申請時に①登録する本人の印鑑と②印鑑登録申請書の保証人欄に、すでに印鑑登録している保証人自身の署名と、保証人の登録印の押印が必要です。

(B) 印鑑登録している保証人が座間市民ではない場合

申請時に①登録する本人の印鑑②保証人の印鑑登録証明書（交付後 30 日以内のもの）③印鑑登録申請書の保証人欄に、すでに印鑑登録している保証人自身の署名と、保証人の登録印の押印が必要です。

※当日に座間市民カード（印鑑登録証）を発行いたします。印鑑登録証明書の発行も当日できます。

■この届は、登録する本人がご記入ください。

代　理　人　選　任　届

（代理人）

住所

氏名

生年月日　　年　　月　　日

私は、上記の者を代理人に選任し次の件につき、その権限を委任したので届けます。

・印鑑登録申請
・印鑑登録の廃止

年　　月　　日（代理人選任届作成年月日）

座　間　市　長　　様

（本人）

住所

氏名　　印（登録する印を押してください）

生年月日　　年　　月　　日

※　登録できる印鑑には、サイズ・材質等に制限があります。

登　録　で　き　る　印　鑑	登　録　で　き　な　い　印　鑑
●氏と名を完全に表示したもの	●ゴム印その他の印鑑で、変形しやすいもの
●氏だけを表示したもの	●印影が不鮮明・文字の判読が困難なもの
●名だけを表示したもの	●縁が４分の１以上欠けているもの
●氏と名の最初の文字を組み合わせたもの	●文字が白抜きのもの
●8 ミリ以上、25 ミリ以内の正方形の枠に収まるもの	●同一世帯員で既に登録している印鑑

■ これらの申請（届出）先は、座間市役所本庁　戸籍住民課です。
出張所ではできませんので、ご注意ください。裏面もお読みください。

お問い合わせは０４６－２５２－８０８３（直通）座間市役所戸籍住民課